

生徒に向き合った誠実な教育実践のために、教員への不当な統制の排除を！！

疋田教諭分限免職処分取消を命ずる判決を求める請願署名

請 願 理 由

東京都小平市で公立中学の理科教師をしていた疋田哲也教諭は、実験を多く取り入れた理科の授業、生徒を主人公にした学校行事、地域の教育活動への積極的参加等、生徒、地域に向き合った誠実な教育活動を行い、多くの生徒、保護者から支持されていました。ところが新しく赴任してきた校長と教頭は、生徒を主人公にした学校行事を破壊し、疋田教諭もさまざまな理由をつけて攻撃されました。その中で、生徒を叩いてしまったことをきっかけに、疋田教諭はさらに酷い攻撃を受け、マスコミを巻き込んだ「体罰」キャンペーンの中で学校現場から引き離され、研修途中の2004年2月23日、突然「分限免職」されました。

1. 東京都教育委員会が、懲戒ではなく、分限制度を用いて疋田教諭を解雇したことは不当な制度悪用です。
2. 東京都教育委員会が、研修成果を正當に評価せず、教育力量の公平な調査も行わず、判断基準も明示せず、疋田教諭を教員として「不適格」と断定したことは不当です。
3. 東京地方裁判所が、審理において東京都教育委員会による調査の不備を指摘しておきながら、分限免職処分を肯定する判決を出し、東京高等裁判所がこれを追認する判決を出したことは、不誠実で正義にもとるものです。
4. 東京地方裁判所及び東京高等裁判所の判決は、分限免職処分を不当とする近年の判例に照らしても不当なものです。

最高裁判所においては、分限免職処分の安易な適用は当該教員の不当解雇にとどまらず、教育活動向上に向けた教員全体の誠意と意欲を低下させ、日本の学校教育の破壊につながることをご理解いただき、十分に審理を尽くした上で、歴史に耐えうる公正な判決を下されますよう、強く要請します。

最高裁判所 御中

年 月 日

請 願 項 目

東京都教育委員会が疋田教諭に対して行った分限免職処分は不当です。東京高等裁判所の判決を取り消し、東京都に対し、疋田教諭分限免職処分取り消しを命ずる判決を出してください。

賛 同 署 名

私は、上記の項目を請願いたします。

氏名	住所

取扱い団体 「疋田教諭分限免職処分取消訴訟支援の会」

事務局 〒194-0298 東京都町田市相原町 4342 法政大学社会学部 荒井容子気付